

補助金等見直しヒアリング資料

【補助金要綱】

P.1～P.3 分団運営費交付金

(消防本部消防総務課)

P.4～P.5 自給率向上推進対策事業補助金

(建設経済部農林課)

P.6～P.7 指定通信教育修了者受講費助成金

(総務部総務課)

P.8～P.10 自然エネルギー利用促進補助金

(生活環境部環境推進課)

P.11～P.14 シルバー人材センター補助金

(健康福祉部長寿介護課)

菊川市消防団運営費交付金交付要綱

制定 平成20年2月6日告示第11号
改正 平成21年3月26日告示第40号
平成22年7月7日告示第117号
平成24年3月30日告示第63号
平成25年3月29日告示第84号
平成27年3月31日告示第87号

(目的)

第1条 この要綱は、菊川市消防団（以下「消防団」という。）の実施する活動に対し、当該年度の予算の範囲内において交付金を交付し、消防団の運営の推進を図るものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 消防団 菊川市消防団条例（平成17年菊川市条例第136号）に規定する消防団員をもって組織するものをいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付の対象及び交付額は、次の表に掲げるとおりとする。

交付の対象		交付額
事業の区分	経費	
消防団員互助会運営事業	当該事業に要する経費	消防団員互助会会員1人当たりの年会費に相当する額に消防団員の人数を乗じて得た額とする。
消防団幹部視察研修事業	当該事業に要する経費のうち、交通費及び宿泊費	当該事業に要する経費の範囲内の額とし、500,000円を限度とする。
消防団運営事業	当該事業に要する経費	消防団員1人当たり20,000円に対し、消防団員数を乗じた額とする。

(交付金の申請)

第4条 交付金の交付申請をしようとする者は、消防団運営費交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた添付書類については、省略することができる。

- (1) 消防団運営費交付金収支予算書（様式第2号）
- (2) 消防団運営費交付金事業計画書（様式第3号）
- (3) その他参考となる書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 市長は、交付金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受け

なければならない。

(2) 交付事業に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(交付金交付の決定)

第6条 市長は、第4条の規定により交付申請書の提出があった場合には、予算の定めるところに従い交付金の交付を適当と認めるときは、交付金の交付を決定し消防団運営費交付金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業計画変更の承認)

第7条 前条により交付金の交付決定を受けた者が、その事業計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、消防団運営費交付金事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた添付書類については、省略することができる。

(1) 消防団運営費交付金変更収支予算書(様式第2号)

(2) 消防団運営費交付金変更事業計画書(様式第3号)

(3) その他参考となる書類

(交付金交付の取り消し)

第8条 交付金の決定を受けた者が、次の各号の1に該当する場合は、市長は、交付金の交付を取り消し、又は交付金の交付額を減額し、若しくは既に交付した交付金を返還させることができる。

(1) 事業を中止、又は廃止したとき。

(2) その他不正行為があったとき。

(実績報告)

第9条 交付金の決定を受けた者は、当該年度の事業が完了したときは、消防団運営費交付金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた添付書類については、省略することができる。

(1) 消防団運営費交付金収支決算書(様式第2号)

(2) 消防団運営費交付金事業実績書(様式第3号)

(3) その他参考となる書類

(交付金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告が提出された場合、その内容が交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、交付する交付金の額を確定し、消防団運営費交付金交付確定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第11条 交付金の支払いは、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が交付金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。提出書類は、消防団運営費交付金交付請求書及び概算払請求書(様式第8号)を各1部とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度から平成29年度までの分の交付金に適用

する。

附 則（平成21年3月26日告示第40号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月7日告示第117号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の菊川市消防団運営費交付金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第63号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第84号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第87号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第2号（第4条、第7条、第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第3号（第4条、第7条、第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第8号（第11条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

改正

平成27年3月30日告示第63号

平成28年6月8日告示第147号

菊川市自給率向上推進対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、需要に応じた米の計画的生産と水田を有効に利用した転作作物等の生産拡大により、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図るため、転作田の団地化、土地利用集積化及び水田の有効利用を行った者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団地化 地縁的に連たんする転作水田が10アール以上で、かつ、農業者2人以上が転作する水田をいう。

(2) 土地利用集積化 転作水田が10アール以上で作業受委託契約書等により、農作業等を受委託している水田をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象、補助額及び要件の確認方法は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、菊川市自給率向上推進対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者の委任により遠州夢咲農業協同組合が代理申請することができる。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び確定し、当該申請者に対し、交付の決定及び確定の通知(様式第3号)を行うものとする。

(請求の手續)

第6条 補助金の交付の請求を行おうとする者は、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、補助金の交付の決定及び確定の通知を受領した日から起算して20日以内に1部提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度から平成29年度までの分の補助金に適用する。

附 則（平成27年3月30日告示第63号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月8日告示第147号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の対象		補助基準（10 a 当たり） 補助基準額		補助額	要件の確認方法
区分	要件	作付面積基準	補助基準額		
小麦又は大豆	生産調整を実施していること。	10 a 以上	6,500円	作付面積基準欄に 応じて補助基準額欄に 定める額に当該作付面積を 乗じた額とする。	菊川市農業再生協議会に 確認する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市職員通信教育助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、職員の自己啓発意欲を促進し、及び職務遂行能力の向上に資するため、通信教育講座（以下「講座」という。）を受講し、かつ、修了した職員に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 菊川市職員で、次に掲げるいずれにも該当しないものをいう。

ア 菊川市職員の給与に関する条例（平成17年菊川市条例第38号）別表第2 医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員

イ 消防職員

ウ 臨時職員等

(2) 講座 市長が別に指定する冊子に記載された通信教育プログラムをいう。

(3) 講座の実施機関 前号に掲げる講座の取扱業者をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる職員（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、助成の回数は、1年度において職員1人につき1講座を限度とする。

(1) 別に指定する期日までに、通信教育受講申込書（様式第1号）を市長に提出した者

(2) 前号の規定により申込みをした講座を受講し、かつ、当該講座の受講期間内に修了した者

(助成の額)

第4条 助成の額は、対象者が講座の実施機関に支払った受講料に100分の50を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者は、通信教育助成金交付申請書（様式第2号）に当該講座の修了証書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、講座の修了の日から1か月以内に1部提出しなければならない。

(交付の決定及び確定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を通信教育助成金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により当該対象者に通知するものとする。

(請求の手続)

第7条 前条の規定による助成金の交付決定及び確定の通知（次項において「交付決定及び確定通知」という。）を受領した対象者が助成金の交付の請求を行おうとするときは、請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定及び確定通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(助成金の交付の決定の取消しの通知)

第8条 市長は、規則第14条第1項の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を通信教育助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該対象者に通知するものとする。

(助成金の返還請求)

第9条 市長は、規則第15条第1項の規定により、助成金の返還をさせる場合は、当該対象者に対し、通信教育助成金返還請求書（様式第6号）により当該助成金の返還の請求をするものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度から平成29年度までの分の補助金に適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
通信教育受講申込書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 所 属
氏 名

印

年度において通信教育講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

講座番号及び講座名	
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
受講料	円
受講目的	
テキスト等の送付先 （アパート等の場合 は部屋番号まで記入）	郵便番号 電話番号 （ ）

(注)

- 1 受講目的は、この講座をなぜ受講するのか、習得した技能等をどのように活用していくのかを簡潔に記入してください。
- 2 別に指定する期日までに提出してください。

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
通信教育助成金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 所 属
氏 名

印

年度において通信教育講座を受講し、修了したので、菊川市職員通信教育助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

講座番号及び講座名	
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
受講料	円
助成金申請額	円×50/100＝ 円（1,000円未満切捨て。2万円を超える場合は2万円）

(注)

- 1 受講修了の日から1か月以内に提出してください。
- 2 修了証書の写しを添付してください。

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
通信教育助成金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった菊川市職員通信教育助成金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

交付額 円

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定及び確定を受けた菊川市職員通信教育助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 郵便番号
住 所
所 属
氏 名

印

口座振替先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他（ ）
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
通信教育助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 圃

年 月 日付け 第 号による菊川市職員通信教育助成金の交付の決定の全部
（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
通信教育助成金返還請求書

年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 閣

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市職員通信教育助成金については、このたび当該助成金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの助成金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する助成金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日

菊川市自然エネルギー利用促進補助金交付要綱

平成 年 月 日
菊川市告示第 号

(趣旨)

第1条 市長は、自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止を図るため、太陽光発電システム、太陽熱温水器等（以下「補助対象機器」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助対象機器」とは、次に掲げる装置又は機器とする。ただし、設置前にすでに使用された装置又は機器は除く。

- (1) 太陽光発電システム（住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成された装置で、太陽電池の最大出力が10キロワット未満）
- (2) 太陽熱温水器（住宅の内部で用いる温水を太陽熱エネルギーから直接集熱するもので、集熱パネルと貯湯槽が一体となった機器）
- (3) ソーラーシステム（住宅の内部で用いる温水を太陽熱エネルギーから直接集熱するもので、分離した集熱パネルと貯湯槽により構成された装置）

(補助の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 菊川市内に自ら居住し、又は居住する予定の住宅（併用住宅の場合は、居住用に供する部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）に補助対象機器を設置する者
- (2) 市税等を滞納していない者（同一世帯に属する者を含む）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象機器の種類に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

補助対象機器の種類	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池の最大出力に1キロワット当たり8,000円を乗じて得た額とし、40,000円を限度とする。
太陽熱温水器	集熱パネルの面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額とし、8,000円を限度とする。
ソーラーシステム	集熱パネルの面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額とし、12,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する補助対象機器の仕様が分かる図書(パンフレット、設置計画図など)
- (2) 補助対象機器の設置に関する見積書の写し(内訳の分かるもの)
- (3) 設置する住宅の位置図
- (4) 設置場所と申請者の住所が異なる場合にあっては、建築確認申請書の写し、その他設置する住宅に居住することを証明するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 補助対象機器の設置は、申請の日の属する年度内に完了しなければならないこと。
- (2) 設置する補助対象機器の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助対象機器の設置を取止めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助対象機器の設置工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請等)

第8条 第6条第2号の変更承認を受けようとする者は、変更承認申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する補助対象機器の仕様が分かる図書(パンフレット、設置計画図など)
- (2) 補助対象機器の設置に関する見積書の写し(内訳の分かるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金の交付申請の取下げ承認を受けようとするときは、取下承認願(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規程による取下承認願の提出があったときは、当該願に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象機器の設置工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のい

ずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に関する領収書の写し（内訳の分かるもの）
- (2) 設置した住宅の全景写真（屋根に設置した機器の設置状況が分かるもの）
- (3) 屋根に設置した機器以外の機器がある場合には、その設置状況が分かる写真
- (4) 太陽光発電システムにあっては、電力会社からの「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要により現地確認を行い、適当と認めたときは、交付確定通知書（様式第7号）により、報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の確定通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第8号）により、市長に補助金を請求し、市長は請求に基づき遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付の取消し及び取消しの通知）

第13条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 設置した補助対象機器を次の期間内に処分し、又は善良な管理者としての責務を怠り当該機器の機能を失わせたとき
 - ア 太陽光発電システム 20年
 - イ その他の補助対象機器 7年

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

（協力）

第15条 市長は、この補助を受けて補助対象機器を設置した者に対し、必要に応じて資料の提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から平成29年度までの分の補助金に適用する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

補助金交付申請書

自然エネルギーの有効利用を図るための装置又は機器を設置するに当たり、菊川市自然エネルギー利用促進補助金を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	¥ _____ 円		
設置する住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
設置場所	菊川市	自治会名	
設置する装置又は機器	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 <input type="checkbox"/> ソーラーシステム		
設置機器の最大出力又は集熱器面積	太陽光発電システム …… 太陽電池の最大出力 _____ Kwh その他装置・機器 …… 集熱パネルの面積 _____ m ²		
交付申請額の算出根拠	_____ kwh × 8,000円 /kwh = _____ 円 (千円未満切捨て) _____ m ² × 2,000円 /m ² = _____ 円 (千円未満切捨て)		
施行業者	住所		
	氏名(名称)		
	電話番号		
設置予定工期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する補助対象機器の仕様が分かる図書(パンフレット・設置計画図など) ・補助対象機器の設置に関する見積書の写し(内訳の分かるもの) ・設置する住宅の位置図 ・設置場所と申請者の住所が異なる場合にあっては、建築確認申請書の写し他 ・設置する住宅が併用住宅の場合にあっては、住宅の平面図 		

(注)

- 1 「設置する住宅の種類」及び「設置する装置又は機器」の欄には、該当する口にレ点を付すこと。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた自然エネルギーの有効利用を図るため設置する装置又は機器の内容を変更したいので、承認願いたく関係書類を添えて申請します。

記

変更交付申請額		〒	円
変更の内容	変更前	太陽光発電システム・・・太陽電池の最大出力 _____Kwh その他装置・機器・・・集熱パネルの面積 _____m ² (上記以外の変更)	
	変更後	太陽光発電システム・・・太陽電池の最大出力 _____Kwh その他装置・機器・・・集熱パネルの面積 _____m ² (上記以外の変更)	
変更の理由			
変更交付申請額の算出根拠		_____kwh × 8,000円 /kwh = _____円 (千円未満切捨て)	
		_____m ² × 2,000円 /m ² = _____円 (千円未満切捨て)	
添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ・設置する補助対象機器の仕様が分かる図書(パンフレット・設置計画図など) ・補助対象機器の設置に関する見積書の写し(内訳の分かるもの) 	

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで変更承認申請のあった自然エネルギー利用促進補助金については、下記のとおり承認したので通知します。

		記	
1 交付決定額の変更	変更前の額	¥	円
	差引き増減	¥	円
	変更後の額	¥	円
2 変更承認の内容			

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号 () 印

取 下 承 認 願

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた自然エネルギー利用促進補助金について、第9条の規定に基づき、交付申請を取り下げたく承認願います。

記

中止又は廃止の理由	
-----------	--

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住所
報告者 氏 名
電話番号 ()

完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた自然エネルギーの有効利用を図るための装置又は機器の設置工事が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交付決定額	〒 円		
設置場所	菊川市	自治会名	
設置した装置 又は機器	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 <input type="checkbox"/> ソーラーシステム		
設置機器の最大出力又は集熱器面積	太陽光発電システム・・・太陽電池の最大出力 _____ Kwh その他装置・機器・・・集熱パネルの面積 _____ m ²		
交付決定額の算出根拠	_____ kwh × 8,000円 /kwh = _____ 円 (千円未満切捨て) _____ m ² × 2,000円 /m ² = _____ 円 (千円未満切捨て)		
施業者	住所		
	氏名(名称)		
	電話番号		
設置工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付書類	・補助対象機器の設置に関する領収書の写し(内訳の分かるもの) ・設置した住宅の全景写真(屋根に設置した機器の設置状況が分かるもの) ・屋根に設置した機器以外の機器がある場合には、その機器の設置状況が分かる写真 ・太陽光発電システムにあつては、電力会社からの「電力供給契約に関するお知らせ」の写し		

(注)

- 1 「設置する装置又は機器」の欄には、該当する口にレ点を付すこと。

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号で交付決定した自然エネルギー利用促進補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交 付 確 定 額 円

2 補 助 対 象 機 器

3 補 助 金 の 返 還

次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、交付された補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この補助を受けて設置した装置又は機器を次の期間内に処分し、又は善良な管理者としての責務を怠り当該装置又は機器の機能を失わせたとき

ア 太陽光発電システム 20年

イ 太陽熱温水器、ソーラーシステム 7年

4 調査への協力をお願い

自然エネルギーの有効利用を図るため設置した装置又は機器について、その効果に関する調査を市が実施するときは、資料提供等にご協力ください。

様式第8号(第12条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

請 求 書

金 円

年 月 日付け 第 号により、補助金の確定を受けた自然エネルギー利用促進補助金を、
上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 宛

住 所
請求者 氏 名
電話番号 () 印

振 込 先	
金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	<input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 当 座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義 人	

(注) 補助金は、口座振込みとなりますので、振込先は必ず御記入ください。

○公益社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱

(平成19年3月6日告示第31号)

改正 平成21年3月30日告示第69号
平成24年3月30日告示第70号
平成25年1月16日告示第11号
平成27年3月31日告示第143号

公益社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、公益社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業実施要綱に基づき社団法人菊川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象

センターが行う事業に要する経費のうち別表に掲げる経費

(2) 補助の額

前号に掲げる経費の額は、補助対象の額を限度として予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 提出部数 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第4号）

ウ 収支予算書

エ 定款又は規約

オ 役員名簿

カ その他必要書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(交付の条件)

第4条 交付を決定する際の条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費を変更しようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (3) 補助金の支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類により補助金を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 人件費の10パーセントを超えて変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効果の増加した機械及び器具であって取得価格又は増加価格が50万円以上のものについては、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する政令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数期間内においては、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならないこと。

(変更の承認申請)

第5条 交付決定を受けた補助額に変更が見込まれる場合には、次の書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第2号）
 - イ 変更事業計画書（様式第4号）

(実績報告書)

第6条 事業実施後には、次のとおり実績報告を行うものとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第3号）
 - イ 収支決算書の写し
 - ウ 事業実績書（様式第4号）
 - エ 事業報告書

- (2) 提出期限

補助金交付のあった年度の翌年度の4月10日まで

(請求の手續)

第7条 補助金を受けようとする者は、次のとおり書類を提出する。

- (1) 提出書類 1部
請求書

(概算払の請求手續)

第8条 補助金の概算払を受けようとする者は、次のとおり書類を提出する。

- (1) 提出書類 1部
概算払請求書

(補助金交付決定)

第9条 市長が補助金の交付決定又は概算払を承認した場合は、補助金決定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度から平成29年度までの分の補助金に適用する。

(社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱の廃止)

2 社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱（平成17年菊川市告示第42号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に旧告示の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれこの告示の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則（平成21年3月30日告示第69号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第70号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月16日告示第11号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の公益社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第143号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分		補助金の対象経費
管理費	人件費	1 職員の俸給及び諸手当 職員基本給、職員特別手当（賞与）、通勤手当、超過通勤手当、管理職手当 2 臨時に雇用する職員の賃金 3 法定福利費 健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料などの法定福利費の事業主負担分 4 その他 職員の健康診断に要する費用、職員退職給与引当金、中小企業退職金共済掛金等
	職員旅費	関係機関等との連絡及び会議への出席に要する旅費
	備品費	机、いす、図書、電話機（手数料、架設費を含む。）、応接セット等の備品購入費
	消耗品費	事務用消耗品及び燃料の購入費
	印刷製本費	図書、文書、議案、函面、罫紙類、諸帳簿、雑誌、書類、伝票等の印刷製本費
通信運搬費	1 郵便料、電信料、電話料 2 事務用諸物品の荷造費及び運賃 3 近距離の乗船及び乗車の回数券の購入費	

	4 有料道路の通行料
光熱水費	電気料、水道料、ガス料
公租公課	固定資産税、県民税等
使用料及び 賃借料	事務所及び事務用機器の借上料
雑役務費	1 倉庫料 2 各種保守料 3 新聞広告その他の広告料 4 コピー料 5 送金手数料 6 テレビ受信料、清掃くみ取り料、ガラス入替料、ペンキ塗替料 7 電気、水道、水道等の設備の新設、増設又は修繕のための工事費 8 畳、建具等の製造又は加工の諸負費

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第4号（第3条、第5条、第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第5号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）